

## 戦時中の朝鮮人徴用工の賃金と貯金について：炭鉱 企業の資料からわかること

三輪，宗弘  
九州大学附属図書館記録資料館：教授

<https://hdl.handle.net/2324/4067073>

---

出版情報：第221回圓光大学校圓佛教思想研究月例研究発表会資料集，pp.19-35，2018-04-27．圓光大学  
校圓佛教思想研究院

バージョン：

権利関係：



# 戦時中の朝鮮人徴用工の賃金と貯金について

## 一 炭鉱企業の資料からわかること 一

九州大学 三輪宗弘

### 1. 批判されなかった研究と恣意的な資料利用

戦時期の移入朝鮮人労働者に関する資料は多く残されている。とりわけ炭鉱企業は記録や資料を残している。日本政府や業界団体が様々な記録や報告書の提出を企業に求めたために、またその報告書作成のために、記録が残されたのである。未払い賃金に関しては、後段で触れるがGHQ/SCAPが供託して未払い賃金（逃亡）を支払うように日本政府や企業に命じた関係で資料が残され、その結果賃金情報が残ったのである。一人あたりは1ヶ月分と考えてよい。

（労働省調査「朝鮮人に対する賃金未払債」、大蔵省 平成12年度 国立公文書館つくば分館所蔵 労働省調査「朝鮮人に対する賃金未払い債務調」、「供託政令」国立公文書館所蔵）（未払い賃金をめぐる、在日本朝鮮人連盟の暗躍はRG554から掘むことができる。）

一次資料に準拠して、昭和14（1939）年以降に朝鮮半島から移入した朝鮮人労働者の契約内容、賃金、労働状況を明らかにしたいと考えている。一次資料に基づく本格的な研究と分析を行い、またこれまでの多くの研究を踏まえ、何が問題であるのかを指摘し、労働の実態を明らかにしなければならない。

これまで反体制や左翼運動家・活動家が日本政府を攻撃する材料や反戦平和活動の一環として、「強制連行」として「彼らの意思に反して」連れてきたという、意図（加害）を以て、戦時中の朝鮮人労働者の日本への移入を描く研究者が多かった。朝鮮大学校で教えていた朴慶植が書いた『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）が刊行されて以降、批判されずに今日に至っている。政治的な問題に巻き込まれたくないという意識が働き、さわらぬ神にたたりなしということで、本格的な批判は行われず、具体的な検証は行われなかった。朴慶植らは「植民地—被植民地」という二項対立でしかとらえず、グローバルな視点からヒト・モノ・カネ・技術・文化の交流という側面には着目せず、経済的な搾取という面のみ強調した。

さて、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』、外村大『朝鮮人強制連行』（岩波新書、2012年）は、自分の説に都合のよいところを引用しながら、論を組み立てる。外村『朝鮮人強制連行』の178頁に「寝込みを襲ひ或は田畑に稼働中の者を有無を言はせずに連行する等」と書き、まさに暴力的な「強制連行」が行われた決定的な証拠として引用するのである。そのようなことをして集めたのなら「二人しか集まらず」ということになるのか、不思議である。労働者募集の北炭の労務係の出張報告書（北海道大学附属図書館所蔵）の一部を巧みに抜き出し、事実であるかのように針小棒大に脚色していくのである。自分の都合のよいように、全体の文脈から切り離し、ある部分を引用しそこをことさら強調して、あたかも朝鮮人労働者の多くが「有

無を言はせずに連行」したかのようにストーリーを展開していくのである。

<資料1>日曹天塩炭鉱に掲げたが、縁故募集で朝鮮人労働者が北海道の炭鉱に自らの意志で来ていることがわかる。また家族の呼寄せも行われている。

<資料2>日曹天塩炭鉱に家族を呼び寄せている表に掲げたが、両親、妻、子供の他に、働き手となる兄弟や叔父、従兄も呼寄せしている。

<資料3>日曹天塩炭鉱では、姉の夫が稼働したいとのことで「証明書」の発行を天塩警察署に依頼している。「奴隷労働」とか「強制連行」ということがあったのならば、自分の親戚を北海道の日曹天塩炭鉱に呼寄せることなどあり得ないであろう。

林えいはいはインタビューを恣意的に取り入れながら論を展開し、写真には自分の史観に都合のよいようにデタラメかつインチキなキャプションをつけていく。『写真記録筑豊・軍艦島—朝鮮人強制連行、その後』(2010年、弦書房)、『清算されない昭和—朝鮮人強制連行の記録』(岩波書店、1990年 写真・文 林えいはい 序文 朴慶植 解説 高崎宗司) 林えいはいはインタビュー記録も刊行しているが、「強制連行」という言葉を入れ込むのである。賃金に関しては無給であったとか、強制貯金させたとか、タコ部屋や納屋に閉じ込めて、自由な行動ができなかったとか、逃亡したのは労働環境が苛酷であったからであると書いている。危ないところは朝鮮人労働者に働かせたとか、根拠を示さず、インタビュー記事や写真の恣意的な解釈で論じていくのである。もしそのようなことが事実であったならば、日本人の坑内労働者に比べて朝鮮人労働者の死亡率は相対的に高くなるはずである(1000人当たり5人)。戦地に兵隊として徴用された日本人労働者に比べて遥かに低い死亡率である。

## 2. 2年契約と契約更新

九州大学記録資料館には、朝鮮人労働者の資料があるが、本格的な研究は田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』(草風館、1984年)が行った。

茨城県立歴史館では常磐炭鉱の資料が公開されており、朝鮮人労働者や中国人捕虜に関連する資料は長澤秀によって資料集として刊行され、多くの研究者が利用し、基本的な文献となっている。茨城県立歴史館の資料はマイクロフィルムで公開されており、閲覧可能であり、判読できない場合には現物をチェックできる。契約関係の資料も残されている。

半島からの移入者は基本的に2年契約であり、さらに1年とか2年という形で契約を更新することが確認できた。(移入に際して「2年契約」が多いが、昭和14年15年には1年とか3年というケースもあった。日本鉱山協会『半島人労務者ニ関スル調査報告』、日本鉱山協会資料第七十八輯) 昭和14年に移入した労働者は優秀であったため、炭鉱企業は、人手不足とも重なり、2度目の更新した場合、「一旦帰鮮が許され、給与を2倍にする」(常磐の炭鉱)という破格の条件を出して、引き止めを行おうとした。北海道の日曹天塩炭業所では、説得し、また家族の呼寄せ、一時帰鮮などで労働者不足の中で、なんとか引き留めようと努力している。また2年後に契約更新を行った朝鮮人労働者はどのような割合であったのか、残存する資料に準拠して詳細に跡付けている。(北海道では6カ月の更新というのも多い。)これに関連して、契約期間を満了

せずに逃亡した朝鮮人労働者の人数やどのような業種（他の炭鉱、防空壕掘、道路工事、農業の小作など）に雇用先を見出していたのか明らかにする必要がある。九州では40パーセントほど逃亡したことがわかる（移動先は記録がない）。北海道は20パーセントほどである。北海道は逃亡してもすぐに見つかったり、空腹で戻ってきたりしている。各県の募集で炭鉱に職を求めた日本人も逃亡している。昭和19（1944）年になると、一般徴用と現用徴用が朝鮮人労働者に適用されたので、徴用とこれまでの2年契約の関係はどのようになったのか、研究する必要がある。一時帰郷した朝鮮人労働者がどのような割合で炭鉱に戻ったのか、満期帰郷した労働者が、再び日本に職を求めたのかどうか、さらには逃亡した朝鮮人が一旦朝鮮に戻り、再び内地へ戻ったのかも実態を明らかにする必要がある。日曹天塩炭鉱では、再契約を結び一時帰郷したものの、天塩炭鉱に戻らなかったケースが報告されている。

（ブローカーの発動機船での密入国者数であるが、基本的な文献である『在日朝鮮人 処遇の推移と現状』（法務研修所、1955年、41頁）では、昭和13〈1938〉年が3469人、昭和14年が5432人、昭和15年1264人、昭和16年858人、昭和17年1186人であったが、おそらく戦時中に不正渡航したり、戻ったりした朝鮮人労働者は相当の人数であったろう。筆者は現在この数字を推計している（非常に難しい）。逃亡した朝鮮人労働者が一旦帰り、偽名を使い、再度戻ってきたのかどうか、一時帰郷して元の職場に戻らなかった農民がまた海を渡り、日本に職を求めたのかなど調べなければならない。同書の19頁には「昭和十四年以來の約六十万の動員労務者中、逃亡、所在不明が約二十二万あり、期間満了帰郷者、不良送還者、その他をのぞくと事業場現在数は、動員勤労者の半数にもみたなかつた。」とある。筆者はどの程度の逃亡者が半島に戻ったのか、その後どのような仕事に就いたのか、はたまた内地に密入国したのかという点に関心を持っている。九州鉱山学会誌の座談会（戦争末期）で、問題を起こして朝鮮に強制送還された朝鮮人労働者が炭鉱に戻ってこないように、炭鉱企業は選抜の段階で確認するように求めているが、一旦強制的に戻らされた朝鮮人労働者が再び内地に戻るケースもあったことがわかる。

### 3. 出来高払いの賃金（日本人と朝鮮人を区別する規定はない。）

明治以来、筑豊炭鉱では出来高払いが基本（特に採炭現場）であったが、筆者は移入朝鮮人労働者にも出来高払いが基本的な基準であったと考えている。また筆者がこれまで調べた資料では、日本人と朝鮮人労働者（昭和14年以降の大手炭鉱）との間で賃金を差別する（区別する）規程は見出すことができなかった。明治赤池の採炭夫のデータ（林えいだいの刊行した資料集に収録）であるが、朝鮮人労働者の賃金の方が高い場合もあれば、日本人労働者の賃金が高い買いもある。これは技量による差であったことを示している。朝鮮人労働者の技量が高まる一方で、日本人鉱夫が甲種や乙種で兵役に就き、熟練鉱夫が職場を離れたためであろう。以下紹介するが北海道博物館所蔵の住友鴻之舞の金属鉱山の賃金データがあるが、職種、年齢、学歴、経験に注意して使う必要がある。同じ基準で比較しなければならない。

以下メモ1：事例

金属鉱山の住友鴻之舞炭鉱の賃金データについて

57923 「解雇者鉱夫名簿」（満了者） この名簿は期間満了者で1年7か月働いた鉱夫のリスト  
昭和16年に満期のため雇止め。優秀な労働者。小学校を卒業している割合が高い学歴者が多い  
印象を受けた。厚紙の表と裏に情報が記載されている。前職（農業、鉱山）などあり。賃金  
（鑿岩機夫、支柱夫、手掘夫）に3段階（日本人鉱夫に対して8分、9分、記載なし（一人役で  
同じ））とあり、技術能力で賃金格差があったものであろう。運搬夫は差なし。このデータは  
貴重。運搬夫から始める場合が多い。9分から入る鉱夫は経験者が多い。小学校を出たものも9  
分、比較的賃金の高い職に就く傾向（鉱脈を見分ける能力が必要）。

鑿岩機夫8分：1.36、鑿岩機夫9分：1.53 鑿岩機夫：1.73（1.74）

坑内運搬夫：1.2（1.22、1.23） 運搬夫：1.30（1.20もあり） 坑外運搬夫：1.33

手掘夫8分：1.20手掘夫9分：1.35手掘夫：1.54

支柱夫9分：1.53（1.56）、支柱夫：1.74

坑内鉄管夫：1.40（1.43）

傭夫雑役夫：1.30（1.33）

坑外鍛冶夫：1:30（昭和2年 貝島炭砦→大工）

57924 「解雇者鉱夫名簿」 満期帰鮮 昭和17年 面白い。小学校を卒業していない割合が増  
え、満期を迎える人数も減る。昭和14年に移入した朝鮮人労働者が優秀であることがわかる。  
三輪は彼らが帰鮮後どのような仕事についたのか、日本に再度来たのか調べたい。これがわか  
れば面白い研究になるだろうが、資料の制約や人の特定が難しいだろう。

57895 「半島労務員統理綱要」（昭和16年1月）

「賃金ハ内地人ノ約80%程度ノ収入ニナラシムルヲ方針トス而シテ大体月収五十円位ヨリ百二  
十円位ノモノナラシムル方針テアル 其ノ主旨ハ半島人ハ内地人に比シ其ノ能力ハ約八〇%程  
度ナル見込ニ付賃金ニ於テハ各々其能力ノ程度ヲ超ヘザル様措置スルノテアル」（86頁）

「貯金、家庭送金其他ヲ奨励シ其ノ手続ニ付出来ル丈ケ世話シ又協力スルコト 尤モ送金ハ余リ  
多額ニスルトキハ半島ノ女性ハルーズニシテ無駄費ヒスル故其最低生活費トシテ二十円位送金  
スレハ結構なり、毎月現金ノ所持ハ十円以内トシ他ハ出来ル丈ケ貯金セシムルヲ可トスル  
……」（56頁）

住友鴻之舞炭山関係資料 50か月以上の賃金データがあるが、貯金額、物品購入などが不  
明。賃金データが職種によりどのように違っているのかわからない。鮮人と日本人が別になっ  
ているが、昭和20年は同じ表の中に書かれている。精錬、工作、庶務、病院、傭夫、臨時の職  
種によって、賃金は大きく異なるので、意味をなさない。

守屋敬彦の研究：「賃金」と「実際支払額」を比較したのだろう。50か月以上の賃金データで  
あるが、これぐらいしかできない。職種は考慮していない。ものすごくいい加減な研究である  
ことがわかる。研究の体をなしていない。時代が下れば、家族持ちと思われる人たちの物品代

が増える。

(三輪なら、職種を分け、期間を区切って工夫をするだろう。貯金、物品代、働いた日数などが不明なので、難しい。)

メモ2：賃金の決め方 **年齢、経験、学歴、出来高**、(諸手当) 基本給の決め方であるが、年齢やそれまでの経験が考慮され、**職種によって体系が違う**。坑内と坑外では時間当たりの賃金は大きく異なる。一般に郊外の方が労働時間は長い。

メモ3：北海道炭鉱労務部長の**前田一『特殊勤務者の労務管理』**(山海堂、昭和18年)は、基本的な文献であり、当時のどのような問題に直面していたか具体的に書かれている。北海道大学附属図書館には北炭の資料が所蔵され、釜山募集状況などの貴重な資料が公開されている。すでに多くの資料は資料集に収録され、簡単に読むことができる。北海道の炭鉱は朝鮮人労働者が忌避する傾向があったので、募集に苦勞している。募集の際に無理やり「強制連行」という形態の募集であったという点から取り上げられ、証拠として掲げられることがある。この点については募集の実情を徹底的に調べる必要がある。暴力的な労働動員が行われたのならば、なぜ募集割当人数に達しないのであろうか。朝鮮半島内で、また内地到着後、逃亡する朝鮮人労働者が多いのか、これも調べなければならない。日本への渡航を、日本への密入国する手段の一つとして使い、しかも仕度料まで受け取り、逃亡するのである。

メモ4：米国国立公文書館のGHQ文書RG331には、日本の敗戦後、一旦朝鮮半島に帰った人たちが、密入国を企てている統計データ (Illegal Entry of Koreans) が、日、週、月次単位で昭和20年から24年まで残されている。密入国を試みた人数や密入国で逮捕された数や密入国に成功した推計などを手掛かりに、移入した朝鮮人労働者が一旦朝鮮半島に帰ったものの、なぜ日本に戻ろうとしたのか、その実態を統計的に明らかにしたい。膨大な量の資料が残っている。これから推測できることは、前述したが、おそらく戦時中にも密入国が行われたのではないのかということである。

メモ5：執行猶予中の移入労働者がまた罪を犯し、強制送還される裁判記録も残っているが、このような裁判記録も残存していないか調べる必要がある。弁護士の話では、裁判記録は入手出来ないであろうとのことであった。執行猶予中の朝鮮人労働者が罪を犯せるということは一体何を意味するのかということである。

#### 4. 強制貯金と任意貯金の実態

在日朝鮮人の研究業績がある西成田豊などが、強制貯金という形で実際に受け取る手取りは少ないということを述べているが、戦時中の貯金の実態についても資料を捜し、実態の究明にあたりたいと考えている。日本鉱山協会「半島人労働者ニ関スル調査報告」

(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1071122>) を読む限り、任意貯金の割合がおおきいことがわかる。炭鉱によっては送金と貯金額にばらつきがあり、一人一人によって違っていたといえるだろう（13頁、28頁）。静狩鉱山の事例では任意貯金は206人が行い、一人1ヶ月平均は20.17円に対して強制貯金（会社規定による規約貯金、国民貯金）を225人が行い、一人1ヶ月平均2.41円である（43頁）。住友鴻之舞鉱山は1940年7月の送金額は平均31.94円であり、貯金は36.78円であった。住友鴻之舞鉱山は「強制的に会社に於て貯金をなさしむることはなさざるも極力貯金を奨励し通帳は宿舍専任の係員に於て保管す。」（47頁）と書かれている。伊予鉱山では「強制貯金—取得金の百分の五愛国貯金—毎月一円」であり「任意貯金は会社に保管し年利六分五厘の利子を負担し、貯金通帳を与へて不時の出入に便にす。」（138頁）別子鉱山では「賃金支払日には直ちに貯金、送金額を決定せしめ天引す。貯金、送金状況別項の如く一般に成績良好なれども、指導緩まば不急品購入浪費の傾向あり。」「送金 送金したる者一人一ヶ月二十九円」で「貯金 在籍者一人一ヶ月 十九円四十銭」であり「送金貯金額合計 在籍者一人一ヶ月 二十七円八十銭」であった。「貯金は会社貯金（五十銭以上、強制）郵便貯金（任意）の二種とし通帳は各本人にて保管せしむるも、預入及引出は訓練係員を経て行はしむ。近く奉公規約貯金（愛国郵便規約貯金）を行はしむる予定なり。」（187頁）東見初炭砒では「貯金の一割は愛国貯金として会社にて控除貯蓄せしむ。」「其他の貯金は任意各自にて貯蓄せしめつゝあり。」と書かれている。山陽無煙炭砒の「送金及貯金状況」は送金の毎月の平均額は57円28銭で、「貯金毎月の平均額 三八円一三銭会社任意貯金（利息六分三厘）」であり、「愛国貯金 一ヶ月約取得の百分の五 外に愛国貯金組合を結成し貯金奨励を図りつゝあり。」（205頁）と書かれている。吉隈炭砒では、送金が「平均二十七円五十銭」で貯金が「平均六円七十三銭」である。「愛国貯金及積立金は郵便貯金とし通帳は会社に保管す。愛国貯金は家族持は三円より五円迄、単身者五円より十円迄貯金し、此外に任意貯金として本人申出金額を会社に貯金し、通帳は本人に渡し任意に出納す。利息年五分なり。」平山炭砒は以下の通りである。1940年7月の送金平均額は25円で、貯金額の平均は11円7銭であった。「愛国貯金」は家族持ちは「出勤一方に付二十五銭」で単身者は「一方に付三十五銭を賃金中より控除し、之を愛国貯金とし、随時事変公債又は貯蓄債権の購入に充てしめ、右は会社に於て之を保管し本人退職の場合の外手交せず。」「強制貯金」に関しては「右の外各人に三十円の貯金額迄を強制とし、毎月十円を本人の賃金中より控除積立て、之を会社に於て預り、本貯金に対しては年七分の利子を付すも、矯風会長の許可ある場合或は本人退職の場合の外引出を禁ず。」「普通貯金」は「貯金額三十円（愛国貯金を除く）を超過せる金額に於て貯蓄は本人の随意たるも可及的之が実行を奨励し自発的貯金を励行せしむ。本貯金は会社に於て之を預り年七歩の利子を付す。右は本人に於て止むを得ざる事情ありと認める時は随時之を払出すものとす。」（244頁）ここに書かれているように30円まで強制的に貯金させたということである。同じように30円まで貯金をさせたのは大之浦炭砒で「愛国貯金は標準報酬日額の二日半分平均五円五十銭、矯風会規約貯金参拾円に達する迄、参拾円以上任意とす。何れも郵便貯金にして通帳は各砒とも会計係に於て保管す。」（269頁）筆者は日本人の貯金奨励と朝鮮人労働者への貯金奨励に違いがあるのかどうか、またた家族持ちとか、単身者によって相違があるのかどうか、どの程度な

のか跡付けたい。少ない事例で全体を論じないように、多くの事例に当たり、詳細な検討を試みたい。筆者は、朝鮮人労働者の貯金には、博打や花札などの賭けごとのお金の流失や、飲酒などによる浪費を避ける側面、病気や事故に備えるという面、帰鮮後の生活保障の確保といった面も大きかったと考えている。朝鮮人労働者の貯金の引出や家族への送金方法についても調べる必要がある。本人の了解なしに、強制的に貯金させられたという根拠を調べ、事実かどうか、裏付けることのできる資料があるのかどうか、徹底的に調べる所存である。任意保険は個人の申告であり、単身の朝鮮人労働者の貯金率は高い。とりわけ優秀な労働者の貯蓄率が高い傾向がある。常識だが、賃金や送金額も関係してくるであろう。日曹天塩では昭和20年の資料ではいくら送金したかなどを面などの行政機関を通して家族に通達している。



토론문

미와 무네히로의 「전시중 조선인 징용공의 임금과 저금에 대하여 -  
탄광기업의 자료에서 알 수 있는 것」에 대한 토론문

김민영  
(군산대)

1. 글의 개요

태평양전쟁 종전으로부터 75년여의 기간 가운데, 이른바 ‘조선인 강제동원’ 문제는 한일 양국의 주요한 현안 가운데 하나이며, 조사 연구사적으로도 논의가 많았고 앞으로의 과제도 많이 남아있는 주제이다.

이 글에서 발표자는 ‘조선인 징용공’의 임금과 저금에 대해 ‘탄광기업’의 자료를 통해 기초적인 검토와 함께 향후 과제를 제안하고 있다. 즉 ‘계약내용, 임금, 노동상황’ 등을 중심으로 기본적 검토와 연구의 필요를 제안하고 있다.

특히 기존 연구 가운데 박경식(1965), 外村大(2012) 등에 대한 구체적 검증의 필요를 제안하고 있다. 그 연장선상에서 기존 연구의 자의적 자료이용, 계약, 도망률, 실태 등에 대한 재검증을 제안하고 있다. 그러한 가운데 노동현장에서 한일간 임금의 민족차별에 대한 규정이 없었고, 비교상 유의할 점 등을 강하게 피력하고 있다.

이와 관련하여 또한 모리야 요시히코의 연구에 대한 강한 의구심 및 1945-1949년 귀환한 조선인의 일본 밀입국 문제 등에 대한 검토를 통해, 해방을 전후로 한 시기 조선인 노동자의 일본 등 외부 지향적 상황을 제시하고 있다.

2. 코멘트

여기에서 검토하고 있는 ‘전시중 조선인 징용’ 문제 등에 대해서는 시기(1939년 이전, 1939년 이후, 전쟁 말기 등), 지역(조선내, 일본내, 구일본제국의 타 지역 등), 부문(탄광, 광산, 토목, 군 관련 공사 등), 동원방식(모집, 관알선 및 할당, 징용 등)을 비롯하여 노무와 군인, 군속, 위안부 등 방대한 조사와 연구가 축적되어 있다. 따라서 (1) 우선적으로 조사 연구별 구체적인 논증과 이에 대한 제안이 필요하다고 생각된다.

또한 이 연구에 있어서는 일본정부의 공식 자료, 기업측의 자료, 군 관련 자료, 기타 한국 및 해외 자료와 함께 기존 한일 양국은 물론 연합국과 구 일본제국의 피식민지 반식민지 지역의 다양한 구술(oral)자료 및 생존자의 증언 등도 중요하다. 따라서 (2) 자료 및 구술과 현장 조사 등을 겸한 연구와 새로운 제안이 필요하다고 생각된다.

(3) 아울러 당시 일본은 조선인 뿐 아니라 중국인, 아시아 태평양지역 구일본제국의 주민과 전쟁포로 등도 다양한 형태로 '전시동원'하였다. 따라서 이에 대한 조사 연구도 중요한 사안이라 생각된다.

### 3. 질의내용

이하에서 이와 관련하여 몇 가지 사항에 대해 질의함으로 토론에 대신하고자 하고자 한다.

(1) 이른바 태평양전쟁기 '강제동원' 문제는 '피식민지 국민의 전시동원'의 성격을 지니고 있다. 따라서 예컨대 평상시 일반적인 기업의 고용-피고용과 다른 '식민지배'와 '전시경제'가 복잡하게 작동하고 있다. 이에 대한 발표자의 견해를 듣고 싶다.

(2) 이른바 '강제동원'에 따른 피해는 '강제성'과 '폭력성' 및 '비인도성' 등으로 나뉜다. 이러한 측면에서 이 연구의 재조정 및 재검토와 이에 따른 제안의 필요성은 없는지 발표자의 의견을 듣고 싶다.

(3) 어느 연구에 있어서도 '자료'의 활용은 매우 중요하다. 특히 이 논제와 관련하여 당시 대부분의 자료는 일본 정부의 공식문서, 군 관련 자료 및 기업측 자료이다. 따라서 본격적인 비교연구를 위해서는 그 자료의 공개 등이 사전적으로 필요하다고 생각된다. 이에 대한 발표자의 견해를 듣고 싶다.

(4) '강제동원' 문제에 대해서는 한국인 연구자 못지않게 일본인 및 구미권의 연구자도 적지 않다. 향후 그 지평을 넓혀 글로벌한 측면에서 상호 연구 및 교류의 필요성에 대한 발표자의 견해를 듣고 싶다.

(5) 최근 한국에도 번역된 도쿄대 外村大 교수(2018)는 [조선인 강제연행] 가운데 다음과 같은 부분을 피력하고 있다. 이에 대한 발표자의 의견을 듣고 싶다.

“일제의 민족차별과 인종적 억압의 가혹함은 비판받아 마땅한 것이지만, 한편으로선 그것이 동원을 추진한 쪽, 즉 일제의 정책 당국자가 원했던 결과가 아니라는 점에도 주목해야 한다.” “일제에 이상적인 상황은 피동원자가 동원 현장에서 의욕적으로 생산활동에 종사하는 것”(이다. 동원과 징용 과정에서 생겨나는 여러 잡음은) “오히려 일제의 목표인 전쟁승리를 저해하는 요인”(이다.) - 이상 괄호안 내용은 인용자 -

(6) 끝으로 위 발표와 관련하여 간접적이기는 하지만 [일본군위안부 문제에 일본 정부의 개입을 인정한 '고노 담화'의 주인공 고노 요헤이(河野洋平) 전 관방장관은 아베 신조 정권이 위안부 동원의 강제성을 부인하는 것에 대해 “태평양전쟁 당시 위안부 동원에 강제성이 있었다는 것은 부정할 수 없는 역사적 사실”]이라고 했다. 이에 대한 발표자의 견해를 듣고 싶다.